

国保だより

この連載では市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

来年度(令和8年度)から国民健康保険税の税率・税額が変わります

広報みなまた 4月号で令和8年度以降の税率改定についてお知らせしました。1回目の改定となる令和8年度は今年度と比較して、一人当たり、平均約1万3千円(年額、軽減前)の増額になります。

(表) モデル世帯による令和8年度改定の影響額

モデル	世帯構成	所得	軽減割合	改訂前	改定後
1人世帯	世帯主 70 歳	所得 30 万円 (年金収入 140 万円)	7割軽減	13,900 円	16,500 円
2人世帯	夫 73 歳、妻 70 歳	夫: 所得 70 万円 (年金収入 180 万円) 妻: 所得 10 万円 (年金収入 120 万円)	5割軽減	58,300 円	68,100 円
2人世帯	夫 60 歳、妻 58 歳	夫: 営業所得 100 万円 妻: 所得 25 万円 (給与収入 80 万円)	2割軽減	122,200 円	153,600 円
4人世帯	夫 41 歳、妻 36 歳、 子 2 人 (8 歳、4 歳)	夫: 農業所得 220 万円 妻: 所得 45 万円 (給与収入 100 万円)	軽減なし	286,400 円	332,200 円

6 月中に詳細を記載したお知らせを被保険者に郵送します。9 月頃から市内各地で地域説明会を開催します。被保険者の皆さまには新たな負担となりますが、本市国保財政の状況や、お互いを支え助け合う国民健康保険制度の趣旨を理解いただき、今後の安定運用に向けた取り組みにご協力をお願いします。